

議案第92号

大阪市おとしより健康基金条例を廃止する条例案

大阪市おとしより健康基金条例（平成元年大阪市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月22日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

おとしより健康基金を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市おとしより健康基金条例

(設置)

第1条 高齢者の健康対策事業の推進を図る資金に充てるため、大阪市おとしより健康基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金に属する財産)

第2条 基金に属する財産は、寄附金、寄附財産の処分に係る収入その他一般会計からの繰入金をもって充てる。

(有価証券による運用)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(施行の細目)

第5条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。